



序文



増大する世界人口に責任ある持続可能な方法で食料を供給することは、ニュートレコのミッションの中核です。当社の従業員、及びその業務は、従業員行動規範とそれをサポートするポリシーとプロセスを遵守しています。従業員行動規範はこちらをご覧ください。

当社のミッションは、ビジネスパートナー皆様のご協力があってこそ達成できると認識しております。だからこそ、私たちはビジネスパートナーのために本行動規範を作成しました。本行動規範により、サステナビリティ、コンプライアンス、および誠実さの問題についてビジネスパートナーと連携することができ、本行動規範に定められた基準を遵守する企業、または個人とのみビジネスを行います。

この行動規範をビジネスパートナーが遵守しない場合、ニュートレコは取引終了を含む必要な措置を講じることがあります。

■ 私たちのミッションは、ビジネスパートナー皆様のご協力があってこそ達成可能です。





本文中での「ビジネスパートナー」という用語は、ニュートレコとビジネスを行う企業、組織、または個人を指します。

法令遵守:

- ・ビジネスパートナーは、ビジネス活動に適用されるすべての法律および規制を遵守します。
- ・ビジネスパートナーは、適用される貿易制裁および規制を遵守するものとします。 ニュートレコは、適用される制裁に違反する場合、個人、団体、政府、または国から、いかなる製品もしくはサービスも受け入れません。
- ・ニュートレコは、汚職に対して一切の妥協をしません。 ビジネスパートナーは、いかなる形の贈収賄、または「ファシリテーションペイメント（通常の行政サ. ービスの円滑化のための少額の支払）」にも関与してはなりません。 ビジネスパートナーは、従業員行動規範に含まれている、従業員および代表者に対するの贈答品および接待に関するニュートレコの基準を遵守することが求められます（上記リンクを参照）。
- ・ニュートレコは、公正な競争を促進し支援します。 当社のビジネスパートナーは、公正に競争し、事業を行う国の独占禁止法および競争法を遵守するものとします。 ビジネスパートナーは、価格操作、市場配分、支配的地位の濫用などを含む違法な契約を結んだり、行ったりしてはなりません。
- ・ニュートレコとのビジネス関係を開始する前、および/またはビジネス関係中に、何らかの潜在的な利益相反が想定される場合、当社のビジネスパートナーは、直ちに申告するものとします。加えて、当社のビジネスパートナーは、ニュートレコとの、またはニュートレコのための取引に影響を与えるべく、政党または候補者に経済的またはその他の援助を提供してはならないものとします。
- ・さらに、当社のビジネスパートナーは、Nutrecoのため、またはNutrecoの取引に影響を与えるために、政党もしくはその候補者に財政的またはその他の支援を提供してはならない。

- ・ビジネスパートナーは、個人データの収集、処理、保存、送信、および削除に関して、関連するプライバシーおよび情報セキュリティの法律および規制を遵守するものとします。 ビジネスパートナーは、すべての利害関係者の妥当なプライバシーの期待を守り、適切な水準のデータの安全性を確保する必要があります。



人権:

ビジネスパートナーは、以下を履行するものとします:

- ・当該国の賃金および労働時間に関する法規制を尊重すること。
- ・児童労働1に関与してはならない。
- ・機会均等を擁護し、職場での差別をなくすべく努力すること。
- ・刑務所労働、年季強制労働、債務労働2に関与してはならず、規律の手段として体罰などの心理的・肉体的強制手段を用いてはならない。
- ・法律で認められている場合、労働者の結社の自由および労働組合に参加する従業員の権利を尊重して擁護すること。

労働慣習:

ビジネスパートナーは、以下を履行するものとします:

- ・従業員に安全で健康的な労働環境を提供すること。
- ・現地の法律で要求されている場合、およびその範囲内で、すべての従業員がいつでも自由にアクセスできる保健・安全衛生ポリシーを完備すること。
- ・事故やリスクを最小限に抑えるよう継続的に努力すること。
- ・ハラスメントや失礼な行為のない職場環境を提供すること。

環境

ビジネスパートナーは、以下を履行するものとします:

- ・関係する環境法および法規を遵守すること。
- ・資源の効率的かつ持続可能な方法での利用を確実にし、生物多様性、気候変動、水不足への悪影響を最小限に抑制するよう努めること。
- ・責任を持って廃棄物を管理し、廃棄物を可能な限り削減、再利用、またはリサイクルするための手順を行うこと。.
- ・事業を行っているコミュニティに責任持って関与し、会社の事業から生じるコミュニティへの影響を管理し、影響を制御する措置を導入すること。

製品の安全性:

ニュートレコに納入されるすべての製品およびサービスは、使用目的に対して安全でなければなりません。

記録:

ビジネスパートナーは、ニュートレコとのビジネス活動の正確で完全かつ最新の記録を保持するものとします。 これらの記録は、適用法に従って保持されなければなりません。

サプライチェーンの責任:

ビジネスパートナーは、該当する追補を含むこの行動規範の原則が、関連するサプライヤーおよびパートナーによって伝達され、履行されるように努めるものとします。

1 当社はILO の最低年齢条約（第138 号）を支持しています。この条約では、就労を認める一般的な最低年齢を15 歳（軽作業では13 歳）と定め、危険な作業の最低年齢を18 歳（特定の厳格な条件の下では16 歳）と定めています。この条約は、経済と教育施設の発達が十分でない地域では当初の一般的な最低年齢を14 歳（軽作業では12 歳）とする可能性を認めています。

2 ILOの強制労働条約（第29号）によれば、強制労働とは、処罰による威嚇の下での作業またはサービスの履行で、当該人が自主的に申し出たものでないものです。これには3 つの形態があります:

刑務所労働: 国家または軍隊によって収監された個人によって、その刑の要件として通常は報酬なしに行われる作業。

年季強制労働: 契約下で特定の期間にわたって使用者に拘束された個人によって行われ、通常は旅費や生活費の支払いの対価として行われる作業。

債務労働: 使用者が労働者に資金を高金利で貸し付け、その労働者が個人または全家族でその債務を返済するために低賃金で労働する違法な活動。

継続的な対話



ニュートレコは、この行動規範に関する対話を歓迎します。また、すべてのビジネスパートナーが本行動規範への不適合に積極的に対処し軽減することを求めます。ビジネスパートナーは、ニュートレコが妥当な通知の上、営業時間中に本規範の要件遵守を監査する権利を認めます。また、監査中に必要な情報を提供するためにニュートレコ（および当社のアドバイザー）にすべての適切な支援を提供することに同意します。



Nutreco N.V.

Stationsstraat 77, P.O. Box 299, 3800 AG Amersfoort, The Netherlands

電話 +31 (0)88 053 2405 ウェブサイト www.nutreco.com

商業登記番号16074305アイントハーフェン (NL)